

第
4284
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 7月19日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 電力需給資金融資制度

Q：中小機構には、省エネ・自家発電設備を導入するための融資制度があるそうですが、どのような制度なのですか？

A：次のような制度になっています。

【解説】

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）では、電力需給対策に係る都道府県と協調して行っている施設・設備資金の貸付（高度化貸付）について、貸付条件の緩和等の拡充措置を講じています。

概要は次のとおりです。

(1) 対象事業

- ① 中小企業組合の組合員が、高度化貸付事業（工場団地や商店街整備等）に伴って省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合、又は組合が設備を導入して組合員にリースする場合
- ② 中小企業組合が、省エネ・新エネ・自家発電等の共同設備を導入する場合

(2) 貸付条件

- ・金利：1.05%（平成23年度の場合）
- ・貸付期間：20年以内（据置期間5年以内）
- ・自己負担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
（都道府県は貸付対象経費の1%又は100万円のいずれか低い額を負担）
- ・担保等：担保及び連帯保証

(3) 実施期間

平成26年3月末まで

